

神戸薬科大学学生相談室規程

(設置)

第1条 神戸薬科大学（以下「本学」という）は、学生相談室（以下「相談室」という）を設置する。

(目的)

第2条 相談室は、本学学生の修学支援及び学生生活における個人的問題について、その相談に応じ解決すること、または本学学生の成長を促すことを目的とする。

(組織)

第3条 相談室に、運営上の責任者及びカウンセラーを置く。

2 運営上の責任者は、学生部長があたる。

3 カウンセラーは、学内外から学生相談に適任と認められる人物を運営上の責任者が推薦し、学長が委嘱する。

(業務)

第4条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談に関すること
- (2) 学生相談に関する資料の整備
- (3) 学生相談に関する責任者への状況報告
- (4) 学生相談に関する教育及び啓蒙活動
- (5) その他、相談室に関すること

2 学生相談に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第5条 学生相談における個人の秘密については、これを厳守しなければならない。

(障害のある学生)

第6条 相談室は、障害のある学生に対して次の各号に掲げる規程及び関連法令等に定めるところにより、適切に対応しなければならない。

- (1) 神戸薬科大学における障害学生支援に関する規程
- (2) 神戸薬科大学における障害学生支援に関する実施細則

(メンタルヘルス対策)

第7条 必要に応じて他の機関と連携し、第2条の目的を達成するためにメンタルヘルス対策の協議を行う。

2 メンタルヘルス対策を進めるにあたり、個人情報保護に関する法律や関連する本学の指針を遵守する。

3 メンタルヘルス対策の協議は、次の各号に掲げる職責を有する者で行う。また、必要に応じて他の者を出席させることができる。

- (1) 学生部長
- (2) 総合教育研究センター長
- (3) 学生課長
- (4) 教務課長
- (5) カウンセラー

(主管部課)

第8条 本規程に関する事務は、学生課が行う。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は、学生委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、2007年9月25日から施行する。

2010年4月1日改正

2015年4月1日改正

2018年4月1日改正

2019年12月23日改正

2021年4月1日改正

2024年4月1日改正